

第4回 支援証明書試行ワーキンググループ

議事要旨

開催日：令和7年2月6日（木）

場 所：八重洲オフィス F15 A-02 + Web 会議（Teams） 一般傍聴なし

参加者：浅野、幸福、原口（座長）、松山

【議題】

1. 第3回 WG 振り返り・第4回 WG における論点
2. 支援証明書の試行結果の報告等について
3. 支援証明書の情報開示への活用に係る考察
4. 議論の総括

【資料】

議事次第

資料1 第3回 WG 振り返り・第4回 WG における論点（報告）

資料2 支援証明書の試行結果の報告等について

資料3 支援証明書の情報開示への活用に係る考察

参考資料1 支援証明書（試行版）ロジックモデル一覧（審査中）

第4回支援証明書WGに係る意見提出

■ 試行における課題及び対応方針

ポイント① 支援内容に対して少額の金銭等の受取があった場合の支援証明書発行について

- ・ 資料に記載されているような、「正当な対価」から相当に減額された金額を支援者が受け取るケースは、受理すべきでないとする。どこまでの減額（半額、1/10）であれば「実質的な対価」に該当しないか、そもそも支援者が提示した「正当な対価」が妥当か、という点を客観的に判断する基準は存在しない。
- ・ 「少額」という言葉で一括りにしてしまうと、基準が分からなくなる。商行為の中で戦略的サービスとならない明確な証拠が無いのであれば、受理すべきではないと思う。
- ・ 社会通念上、プロジェクトの実施主体（自然共生サイト）が負担することが妥当と考えられるものについては、金銭を受取ることには理解できる。支援証明書は信頼性が大事であり、ウォッシュと疑われることがないように線引きは必要。
- ・ 「社会通念上」の定義が難しいため、受理が認められるものについて、事務局が限定的に列挙するのが良いと考える。ルールを定め透明性が確保されていれば良い。

- ・ 企業の営業戦略として使われることも想定されるため、少額でも金銭の受理があった場合に支援証明書は発行すべきではない。

■ 試行における課題及び対応方針

ポイント② インプットの実事が確認できない場合（これから支援を予定している場合）の支援証明書発行について

- ・ 支援証明書の発行後、モニタリングを実施するのは難しいと考える。金融取引の場合と同様に、二者間の協定等の契約の成立をもって、支援証明書は発行可能とするのが良いのではないか。
- ・ 支援証明書はインプット、アクティビティの計画を証明範囲としている。悪意の有無に関係なく、遂行能力がなく計画通りに実施できないことは考え得る。投資家へ実施できない計画を示してしまうことは信用に関わるため、証明している範囲を明確にすることが重要である。
- ・ 支援証明書に、債券の格付けのような評価や、どのように評価したかの項目があると投資家として分かりやすい。また、インプットが終了していない場合、リスク情報として、「インプットが未了である旨」を記載するのはどうか。

■ 試行における課題及び対応方針

ポイント③ 「基金」などを経由した間接的な支援内容の確認について

- ・ 支援証明書の趣旨として、誰が何に対して支援をしているのか明確になっていることが大切である。そのため、どこに対していくらの資金が寄付されたかを確認できない支援は支援証明書の発行対象外とすべきではないか。
- ・ ランドスケープアプローチをする際に、地域側が明確なプラン、目標を持ち、企業がそれに対する支援をする事には正当性があり、支援証明書の趣旨に合っている。地域レベルの明確な計画（生物多様性地域戦略や、地域再生計画等）の上で、KPI 等や予算計画が明確にされていれば、良いと思う。
- ・ 個別のサイトではなく、その地域全体を支援したく、地方公共団体に寄付をする方は多い。そのような支援も支援証明書の発行対象となるように整理すべきと考える。

■ 試行における課題及び対応方針

ポイント④ 支援証明書の発行費用（9 万 9,000 円（税込み））の妥当性について

- ・ 支援証明書を取得した企業が外部へのアピール等に活用するのであれば、十分なメリットとなる。
- ・ 発行の費用ではなく、支援証明書を活用した効果の対価として妥当かが論点である。情報開示等で活用することができることを踏まえると減額の必要はないのではないか。

■ 試行における課題及び対応方針

ポイント⑤ TNFD への活用を目的とした申請に対して、事務局として助言すべき範囲について

- ・ 事務局の助言が TNFD 開示に有効であると誤解されてしまう可能性がある。特に CDP 開示に伴い、TNFD 開示をする企業が増加したが、TNFD について、理解が十分ではない企業が多くある状況である。TNFD のセルフラーニングツールが今後公開されるため、まずはそれらを活用いただきたい。
- ・ 資料 3 を読むことで、TNFD についておおむねの理解が可能であるため、まずは資料 3 を読んでいただくことが重要である。
- ・ 個社の戦略等に事務局から助言することは違和感である。資料 3 を共有することで問題ないと思う。

■ TNFD 自然移行計画開示推奨項目と支援証明書の対応（考察）

- ・ このような整理を行なっていただき、大変感謝する。支援証明書は移行計画のごく一部分を担うものであるものの、移行計画の枠組と対応していることが示されたことで、企業が活用しやすくなるものと期待できる。今後の国内外への発信に期待したい。
- ・ ただし、これはあくまで環境省の考察であり、TNFD 側の意見ではないため、拡大解釈をしない方が良い。
- ・ 将来的に TNFD の開示や共生サイトの登録が増えてきたときに、ベストプラクティスの紹介と事例集を盛り込むのが良い。
- ・ 支援証明書は他国にないメカニズムである。今後、TNFD にユースケースが追加される中で日本の事例が追加されると良い。そのためにも、英語での情報発信が重要である。